



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第123号)

配信日 平成28年12月26日

スマートフォン、携帯電話への架空請求に注意！

消費者センターに、スマートフォン、携帯電話へのSMS（ショートメッセージサービス）による架空請求の相談が寄せられています。特に、実在する会社「DM M.com」をかたる案件が多い傾向にあります。

年末年始に向けて、このような架空請求が多数送られる恐れがあります。公的機関の消費者センターはお休みしていますが、慌ててインターネットで調べた民間の相談窓口などに連絡しないようにしましょう。

〈事例〉

スマートフォンにSMSが入り「有料動画閲覧履歴があり未納料金が発生しております。本日ご連絡なき場合的手続きに移行します。DMM相談窓口（連絡先電話番号）」と書いてあった。全く身に覚えが無かったが、裁判になるのは面倒だと思い連絡先電話番号に電話すると、名前や住所を聞かれ、確かに未払いがあるのでコンビニに行ってインターネットショッピングサイトのプリペイドカードを25万円分購入して改めて連絡するよう言われた。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- これは携帯電話やスマートフォンの電話番号宛に、無差別に送信された「架空請求」です。「DMM」と書いてあっても、それは「DMM.com」をかたる偽者です。身に覚えのない請求のメール（SMS）を受けた場合は絶対に連絡せず、無視しましょう。連絡してしまうと個人情報を知ってしまうことになり、請求がエスカレートしたり、迷惑メールが沢山届くようになってしまう可能性があります。
- 詐欺業者が架空請求を支払わせる方法がよく使われるのが「プリペイドカード（電子マネー）」を購入させ、カードに書いてある番号を聞き出す手口です。支払方法で「プリペイドカードを買って。」は詐欺です。
- 架空請求メールを受け取って、慌てて相談窓口をインターネットで調べて、検索の上位に出た民間の相談窓口で電話をしたら、「5～6万円で解決してあげる」と言われたという相談も寄せられています。これらの多くは興信所で、トラブルを解決することはできません。必ず公共機関の運営する消費者センターに相談しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

【相談受付時間】火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です（月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です）